

●香川県監査委員公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成21年6月19日

香川県監査委員 宮本欣貞  
 同 都村尚志  
 同 鍋嶋明人  
 同 仲山省三

- 1 監査対象部局 公安委員会
- 2 監査対象年度 平成20年度
- 3 措置の状況

	監査の結果（対象機関）	措置の状況
指導注意事項	<p>(1) 行政財産の目的外使用について                      行政財産の目的外使用に伴う管理諸経費について、年度末に一括徴収していたものがあったので、上半期、下半期ごとに徴収する必要がある。（会計課）</p> <p>(2) 収入調定について                      信号機等の修繕に要した公費立替に係る弁償金について、収入調定手続が遅延していたので、適切に調定を行う必要がある。（会計課）</p> <p>(3) 特殊勤務手当の支給について                      夜間特殊業務手当について、誤って支給しているものがあるので、戻入させる必要がある。（高松東警察署）</p>	<p>今後は、香川県公有財産規則（昭和39年香川県規則第37号）に基づく行政財産の使用許可に関する基準の規定に従い、適正に徴収することとした。</p> <p>公費修繕を行った場合の調定事務処理等に関する手続規定を整備し、遅滞なく調定事務処理を行うこととした。</p> <p>速やかに戻入の手続をとり、返納させた。</p>
検討指示事項	<p>(1) 重要物品の廃棄について                      警察署において、重要物品（車両速度測定装置等）が香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）に基づき廃棄処分され、備品一覧表から抹消されているにもかかわらず、速やかに現物の廃棄が行われていないため、保管責任者が不明確となっており、今後、廃棄手続の適正化を図る必要がある。（会計課）</p>	<p>重要物品の廃棄に当たっては、不用決定所属において速やかに廃棄処分を行うこととした。</p>